

令和6年度 4月補正の概要

I 一般会計補正予算（第1号）

1 補正予算編成の考え方

令和6年度税制改正により個人市民税を定額減税するほか、所得税・個人住民税が定額減税しきれないと見込まれる方に対してその差額を調整して給付するなど、令和6年度一般会計補正予算（第1号）を編成する。

2 補正予算の内容

（歳入）

（1）個人市民税の定額減税 （市税△1,900,000千円 地方特例交付金1,900,000千円）
令和6年度税制改正により所得税・個人住民税が定額減税されることに伴い、うち本市影響分である個人市民税に係る予算措置を行う。
・定額減税額
所得税分 = 3万円 × 減税対象人数
個人住民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数
（個人住民税所得割分の内訳）
個人市民税所得割分 = 6千円 × 減税対象人数（本市影響分）
個人県民税所得割分 = 4千円 × 減税対象人数
・減税対象人数
納税者本人、同一生計配偶者及び扶養親族（国外居住者を除く。）の数。
ただし、納税者本人の合計所得金額が1,805万円以下の場合に限る。

（歳出）

（2）定額減税調整給付関係事業費	3,279,807千円
定額減税しきれないと見込まれる方に対して、その差額を調整して給付する。	
・対象者	令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額において定額減税しきれない方
・給付額	以下の①+②の合算額（合算額を1万円単位に切り上げる）
①	所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額（①<0の場合は0）
②	個人住民税所得割分定額減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額（②<0の場合は0）
（3）低所得者支援給付関係事業費	116,489千円
新たに令和6年度に住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯を対象に「低所得者支援給付金」を給付する。	
① 住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯給付	対象者：令和6年6月3日に本市の住民基本台帳に記載されている世帯で、令和6年度に新たに世帯全員の住民税が非課税又は均等割のみ課税となる世帯

給付額：1世帯当たり10万円 ② こども加算給付 対象者：①の世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯 給付額：児童1人当たり5万円	
(4) 休日夜間急病診療所整備事業費	70,000千円
入札不調に伴い、休日夜間急病診療所の整備に係る予算を再計上する。 債務負担行為 105,000千円	
(5) 带状疱疹ワクチン予防接種事業費	9,704千円
接種日現在で満50歳以上の市民に対し、带状疱疹ワクチンの接種費用を補助する。 補助額：4千円(1人1回限り) 事業開始予定時期：令和6年5月中旬(補助は令和6年4月接種分から適用)	

3 補正予算の規模

(単位：千円)

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
229,205,000	3,476,000	232,681,000

4 歳入歳出補正予算額

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
市税	△1,900,000	総務費	3,279,807
地方特例交付金	1,900,000	民生費	116,489
国庫支出金	3,314,136	衛生費	79,704
県支出金	4,852		
繰入金	146,060		
繰越金	4,852		
市債	6,100		
合 計	3,476,000	合 計	3,476,000

5 債務負担行為

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
休日夜間急病診療所整備事業	令和7年度	105,000

6 市債

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
保健所等整備事業費	限度額	12,600	限度額	18,700

7 費目別事業概要

総務費	3,279,807 千円
定額減税調整給付関係事業費	3,279,807 千円
定額減税しきれないと見込まれる方に対して、その差額を調整して給付する。	
民生費	116,489 千円
低所得者支援給付関係事業費	116,489 千円
新たに令和6年度に住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯を対象に「低所得者支援給付金」を給付する。	
衛生費	79,704 千円
休日夜間急病診療所整備事業費	70,000 千円
入札不調に伴い、休日夜間急病診療所の整備に係る予算を再計上する。	
带状疱疹ワクチン予防接種事業費	9,704 千円
接種日現在で満50歳以上の市民に対し、1人1回、带状疱疹ワクチンの接種費用4千円を補助する。	